

その他の振舞などの際も、決して、一戸の家族だけで出来ることではないので、お互に呼んだり、呼ばれたり、葬式には米見舞、おふかし何升見舞など、婚礼その他の物ごとに集る際は、野菜などを、近隣、組内の人々は持寄るのが慣行である。このようにして、部落は、決して、一戸が孤立して生活しているものでないことは、様相には移り変りがあつても、現在も行なわれてゐることに変りはない。

これに協力しない者は、村に住みつけないので「村はずし」などといつて、制裁なども行なわれたことがあつた。村休みの日に働いたとか、三番太鼓打ったのに、野良からあがつて来なかつたとか、鶏を五羽以内飼うとか野放し飼いをしてならないとか、しかし、これらに対する制裁は、社会生活維持のために大変大切であるが、これが行き過ぎると、法律的制裁とは異なり、基本的人権の問題にもふれてくるので、現在行なわれてゐる例は聞かない。

第二章 衣・食・住

一、衣 服

1、晴れ着とふだん着と労働者 晴れ着は俗にいいきもんなどといつて、婚礼や葬式などに着る。男は紋付・羽織・袴、女は裾模様のついた黒紋付などで、他地方と較べて特に變つたところもないが、葬式の時、祭主および近親の人々が麻かたびらや、かみしもをつける人をまだ多く見受けれる。これは古い時代の着物や、武士・名主などの格式ある家の晴れ着を真似たもので、せめて葬式などには、古風を固持しようとする氣風が残つてゐるた